

府中市告示第121号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり指定をしたので、建築基準法施行規則第10条第1項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、府中市都市整備部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年8月1日

府中市長 高 野 律 雄

- 1 指定に係る道路の種類
法第42条第1項第5号に規定する道路
- 2 指定の年月日
令和8年7月8日
- 3 指定に係る道路の位置
府中市清水が丘三丁目16番14及び同番26、同番28、同番29、
同番33並びに17番43及び同番45、同番46の各一部
並びに16番34
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 53.48メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル